

法定調書の作成・提出はパソコンで !!

～ e-Tax、光ディスク等でもっと便利に～

税務署に出向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所などから、国税電子申告システム・納税システム (e-Tax) を利用して法定調書を提出することができます。

1 e-Taxソフト (WEB版)・eLTAXについて

e-Taxソフト (WEB版)での法定調書の作成・提出について

この手引に記載されている6種類の法定調書については、e-Taxホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) にて提供しているe-Taxソフト (WEB版) を利用して、帳票の作成及び提出をすることができます。

なお、この手引に記載されている6種類以外の法定調書を作成する場合には、e-Taxソフト (通常版) をご利用ください。

- 【e-Taxソフト (WEB版) で作成・提出できる法定調書】

 - ・ 給与所得の源泉徴収票
 - ・ 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票
 - ・ 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
 - ・ 不動産の使用料等の支払調書
 - ・ 不動産等の譲受けの対価の支払調書
 - ・ 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書

※ e-Taxソフト (WEB版) における法定調書作成・提出の流れについては、38ページをご覧ください。

給与所得の源泉徴収票 (給与支払報告書) のeLTAXでの一括作成・提出について

給与の支払をする事業者の方は、給与支払報告書を市区町村に、給与所得の源泉徴収票を税務署にそれぞれ提出する必要があります。

地方税ポータルシステム (eLTAX) をご利用いただくことで、給与支払報告書の電子申告 (eLTAX) 用のデータと、給与所得の源泉徴収票の電子申告 (e-Tax) 用のデータを同時に作成するとともに、給与支払報告書を各市区町村に、給与所得の源泉徴収票を所轄税務署にそれぞれ提出することができます。

- 【eLTAXで作成・提出できる法定調書】

 - ・ 給与所得の源泉徴収票
 - ・ 給与支払報告書

※ 詳しくは、eLTAXホームページ (<http://www.eltax.jp>) 又は国税庁ホームページをご覧ください。

2 光ディスク等について

大量の法定調書を提出する場合には、1枚の光ディスク等 (CD・DVDなど) で提出することができます。

e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられていない方が、光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への事前の申請と税務署からの承認が必要です (e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられている方は、税務署への事前の申請は、必要ありません)。

また、光ディスク等には、所定の規格でデータを格納する必要があります。データの格納に当たっては、セキュリティの確保の観点から、データの暗号化 (自己複合型) を行った上で提出することをお勧めいたします。